

令和2年度安曇野市一般会計繰越明許費繰越計算書について

本件について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年5月31日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

令和2年度安曇野市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源 国県支出金 地方債	一般財源
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	市民総務費	1,133,000	1,133,000	0	1,133,000	0
						国 1,133,000	
6 農林水産業費	1 農業費	担い手・集落支援事業	54,210,000	20,027,000	0	20,027,000	0
						国 20,027,000	
8 土木費	2 道路橋梁費	市道新設改良事業（交付金）	125,400,000	35,466,000	0	34,607,000	859,000
						国 19,507,000	
						地 15,100,000	
8 土木費	2 道路橋梁費	道路橋梁修繕事業（交付金）	153,107,000	144,607,000	0	122,132,000	22,475,000
						国 74,132,000	
						地 48,000,000	
8 土木費	4 都市計画費	都市再生整備計画事業（明科駅周辺）	262,673,000	195,183,000	0	179,612,000	15,571,000
						国 60,512,000	
						地 119,100,000	
8 土木費	4 都市計画費	公園施設長寿命化事業	20,000,000	20,000,000	0	18,000,000	2,000,000
						国 9,000,000	
						地 9,000,000	
8 土木費	4 都市計画費	新総合体育館建設事業	2,062,102,000	2,062,102,000	0	2,052,500,000	9,602,000
						国 1,028,500,000	
						地 1,024,000,000	
10 教育費	2 小学校費	明北小学校施設改修事業	20,097,000	20,097,000	0	19,639,000	458,000
						国 6,639,000	
						地 13,000,000	
10 教育費	3 中学校費	豊科南中学校施設改修事業	13,306,000	13,306,000	0	8,902,000	4,404,000
						国 4,302,000	
						地 4,600,000	
11 災害復旧費	2 農林水産施設災害復旧費	耕地災害復旧事業	332,010,000	331,020,000	0	328,840,000	2,180,000
						国 226,720,000	
						他 102,120,000	
合 計			3,044,038,000	2,842,941,000	0	2,785,392,000	57,549,000
						国 1,450,472,000	
						地 1,232,800,000	
						他 102,120,000	

※国：国県支出金、地：地方債、その他：他

令和2年度安曇野市一般会計事故繰越し繰越計算書について

本件について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年5月31日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

令和2年度安曇野市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
								国県支出金 地方債	国県支出金 地方債	
8 土木費	2 道路橋梁費	市道新設改良事業(合併特例債)	92,177,000	0	92,177,000	0	92,177,000	0	87,500,000	4,677,000
合 計			92,177,000	0	92,177,000	0	92,177,000	0	87,500,000	4,677,000
								国	0	0
								地	0	87,500,000
								他	0	0

※国：国県支出金、地：地方債、他：その他

令和2年度安曇野市産業団地造成事業特別会計事故繰越し繰越計算書について

本件について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年5月31日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

令和2年度安曇野市産業団地造成事業特別会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
								国県支出金 地方債	国県支出金 地方債	
1 産業団地事業費	1 産業団地事業費	産業団地建設事業	421,861,000	118,360,000	303,501,000	0	303,501,000	303,501,000	0	0
合 計			421,861,000	118,360,000	303,501,000	0	303,501,000	303,501,000	0	0
								国 0	国 0	
								地 0	地 0	
								他 303,501,000	他 0	

※国：国県支出金、地：地方債、他：その他

令和2年度安曇野市水道事業会計予算繰越計算書について

本件について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年5月31日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

令和2年度安曇野市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金	補助金			
1	資本的支出	1	建設改良費							
		堀金地区須砂渡地域配水管布設替工事	66,418,000	0	66,418,000	66,418,000	0	0	0	コロナ禍による資材調達の遅れ及び、林道が想定外の強固な舗装であり掘削作業に遅れが生じたため、年度内完成に至らなかった。
		市道明科4143号線道路改良に伴う配水管布設替工事	5,753,000	0	5,753,000	5,753,000	0	0	0	道路改良工事の進捗と整合を図ったため、年度内完成に至らなかった。
		合計	72,171,000	0	72,171,000	72,171,000	0	0	0	



報告第9号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年5月31日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

## 専 決 処 分 書

穂高プール駐車場（安曇野市穂高5750番地1）における事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年4月13日

安曇野市長 宮澤 宗弘

### 1 損害賠償の相手方

住所 安曇野市

氏名

### 2 事故の概要

令和3年3月16日、穂高プール駐車場内に植えてある樹木が折れて倒れたことにより、付近に駐車していた相手方の乗用車に接触し、ボンネットを損傷したものである。

### 3 損害賠償の額

本事故の原因は、樹木の枯死状況により根元から折れて倒れたことによるものであるが、駐車場所から損害賠償の相手方が「樹木が枯死していて倒れることが予見できた」とする過失相殺から、安曇野市の過失を50%とする。

よって、安曇野市は本件事故の相手方に対し、損害賠償金として9,500円を支払う。

なお、本件に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認した。

報告第 10 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 5 月 31 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

## 専 決 処 分 書

安曇野市三郷明盛 341 番地 1 先の市道三郷 1240 号線における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 5 月 6 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

### 1 和解の相手方

住所 安曇野市

氏名

### 2 事故の概要

令和 3 年 3 月 23 日、損害賠償請求者の妻が運転する軽自動車は、市道の縦断側溝の上を通過した際にグレーチングがずれ上がり、車体 2 ヶ所の損傷及び左前輪タイヤをパンクさせたもの。

### 3 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の安全管理不備によるため安曇野市の過失を 100% とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 140,294 円を賠償するものとする。

なお、本件示談に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認した。

報告第 11 号

債権放棄の報告について（住宅新築資金等貸付金に係る債権）

安曇野市債権管理条例（平成 27 年安曇野市条例第 10 号）第 6 条第 1 項の規定により、住宅新築資金等貸付金に係る債権を放棄したので、同条例第 7 条の規定により報告する。

記

別記様式による。

令和 3 年 5 月 31 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

別記様式

1 放棄した債権の名称 住宅新築資金等貸付金に係る債権

2 債権を放棄した日 令和3年3月18日

3 債権を放棄した事由、件数、額等

放棄した事由	発生年度	件数 (件)	債権額 (円)	備考
条例第6条第1項 第1号に該当	平成 16年度	24	864,648	
条例第6条第1項 第1号に該当	平成 17年度	36	1,373,268	
条例第6条第1項 第1号に該当	平成 18年度	32	1,229,421	
合計		92	3,467,337	

4 時効の根拠及び時効期間

改正前の民法第167条第1項により、権利を行使することができる時から10年間行使しない場合に時効で消滅する。

報告第 12 号

債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）

安曇野市債権管理条例（平成 27 年安曇野市条例第 10 号）第 6 条第 1 項の規定により、水道料金に係る債権を放棄したので、同条例第 7 条の規定により報告する。

記

別紙様式による。

令和 3 年 5 月 31 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘



別紙様式

1 放棄した債権の名称 水道料金

2 債権を放棄した日 令和3年3月1日

3 債権を放棄した事由、件数、額等

放棄した事由	発生年度	件数 (件)	債権額 (円)	備考
条例第6条第1項第1号に該当	平成27年度	1	3,080	
条例第6条第1項第1号に該当	平成28年度	1	3,080	
条例第6条第1項第1号に該当	平成29年度	9	27,720	
条例第6条第1項第1号に該当	平成30年度	21	64,377	
条例第6条第1項第1号に該当	令和元年度	1	3,080	
条例第6条第1項第3号に該当	平成20年度	1	800	
条例第6条第1項第3号に該当	平成24年度	3	51,320	
条例第6条第1項第3号に該当	平成25年度	5	108,660	
条例第6条第1項第3号に該当	平成26年度	5	108,491	
条例第6条第1項第3号に該当	平成27年度	4	106,504	
条例第6条第1項第3号に該当	平成30年度	3	20,317	
条例第6条第1項第3号に該当	令和元年度	3	41,452	
条例第6条第1項第4号に該当	平成18年度	1	31,757	
条例第6条第1項第4号に該当	平成22年度	2	88,405	
条例第6条第1項第4号に該当	平成24年度	5	99,870	
条例第6条第1項第4号に該当	平成25年度	4	316,925	
条例第6条第1項第4号に該当	平成26年度	1	22,319	
条例第6条第1項第4号に該当	平成27年度	5	136,568	
条例第6条第1項第4号に該当	平成28年度	2	2,999	
条例第6条第1項第4号に該当	平成29年度	4	10,935	
条例第6条第1項第4号に該当	平成30年度	26	107,009	
合計		107	1,355,668	

4 時効の根拠及び時効期間

改正前の民法第173条第1号（2年の短期消滅時効）



報告第 13 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 3 年 5 月 31 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

安曇野市長 宮澤 宗弘

安曇野市税条例等の一部を改正する条例

(安曇野市税条例の一部改正)

第1条 安曇野市税条例（平成17年安曇野市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第1項第2号中「及び第3号」を削り、「含み、前号に掲げる寄附金に該当するものを除く」を「含む」に改め、「並びに」の次に「同条第2項第3号及び」、「関する寄附金」の次に「（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「次条第2項及び」の次に「第3項並びに」を加える。

第53条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をす

る者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第14項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同条第15項を削り、同条第16項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第15項とし、同項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第46号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の4を削る。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和4年3月31日

までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第25条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(安曇野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 安曇野市税条例等の一部を改正する条例（令和2年安曇野市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、安曇野市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、同条例第50条第4項の改正規定中「「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加え、同条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改め、同条例附則第3条の2及び附則第4条第1項の改正規定を次のように改める。

附則第3条の2中「及び第4項」を削る。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中安曇野市税条例第34条の7第1項第2号の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中安曇野市税条例第24条第2項、第36条の3の3第1項の改正規定及び同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第4項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中安曇野市税条例附則第10条の2第15項の改正規定、同条例附則第10条の4の改正規定並びに附則第3条第3項及び第4項の規定 産業競争力強化法等の一部

を改正する等の法律（令和3年法律第●号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

- (4) 第1条中安曇野市税条例附則第10条の2第16項を同条第15項とし、同項の次に1項を加える改正規定（第16項に係る部分に限る。）特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第●号）の施行の日  
（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の安曇野市税条例（以下「新条例」という。）第34条の7第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。）以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の安曇野市税条例（次項及び第3項において「旧条例」という。）第34条の7第1項第1号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

4 前条第2号に掲げる規定による改正後の安曇野市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。第4項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」とい

う。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する家屋及び構築物(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第10条の2第18項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日(当該施行の日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第 14 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 3 年 5 月 31 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 30 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

安曇野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

安曇野市固定資産評価審査委員会条例（平成 17 年安曇野市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 8 条第 5 項中「し、提出者がこれに署名押印を」を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

報告第 15 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 3 年 5 月 31 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年度安曇野市一般会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 26 日

安曇野市長 宮澤 宗弘



(別紙)

## 令和2年度 安曇野市一般会計補正予算（専決第1号）

令和2年度安曇野市の一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ773,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,045,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加、変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加、変更、廃止は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		11,724,053	△14,500	11,709,553
	1 市民税	5,306,400	△14,500	5,291,900
2 地方譲与税		514,564	△19,898	494,666
	1 地方揮発油譲与税	126,000	△3,962	122,038
	2 自動車重量譲与税	371,000	△15,938	355,062
	3 森林環境譲与税	17,564	2	17,566
3 利子割交付金		10,000	522	10,522
	1 利子割交付金	10,000	522	10,522
4 配当割交付金		37,000	9,385	46,385
	1 配当割交付金	37,000	9,385	46,385
5 株式等譲渡所得割交付金		18,000	35,581	53,581
	1 株式等譲渡所得割交付金	18,000	35,581	53,581
6 法人事業税交付金		112,000	△4,164	107,836
	1 法人事業税交付金	112,000	△4,164	107,836
7 地方消費税交付金		2,085,000	21,901	2,106,901
	1 地方消費税交付金	2,085,000	21,901	2,106,901
8 ゴルフ場利用税交付金		36,000	△3,114	32,886
	1 ゴルフ場利用税交付金	36,000	△3,114	32,886
9 環境性能割交付金		42,000	△8,938	33,062
	1 環境性能割交付金	42,000	△8,938	33,062
11 地方交付税		10,862,755	75,372	10,938,127
	1 地方交付税	10,862,755	75,372	10,938,127
12 交通安全対策特別交付金		13,600	1,135	14,735
	1 交通安全対策特別交付金	13,600	1,135	14,735
13 分担金及び負担金		391,713	△7,047	384,666
	1 分担金	4,200	△117	4,083
	2 負担金	387,513	△6,930	380,583
14 使用料及び手数料		307,464	△7,051	300,413
	1 使用料	149,899	△1,872	148,027
	2 手数料	157,565	△5,179	152,386
15 国庫支出金		16,756,859	△37,074	16,719,785
	1 国庫負担金	2,888,989	△12,751	2,876,238
	2 国庫補助金	13,837,537	△26,860	13,810,677
	3 国庫委託金	30,333	2,537	32,870
16 県支出金		2,785,566	△141,733	2,643,833
	1 県負担金	1,253,958	△10,494	1,243,464
	2 県補助金	1,308,193	△126,078	1,182,115

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 県委託金	223,415	△5,161	218,254
17 財産収入		65,112	307	65,419
	1 財産運用収入	54,399	307	54,706
18 寄附金		1,007,278	73,595	1,080,873
	1 寄附金	1,007,278	73,595	1,080,873
19 繰入金		2,293,121	△667,805	1,625,316
	1 特別会計繰入金	500	△402	98
	2 基金繰入金	2,292,621	△667,403	1,625,218
21 諸収入		2,602,377	5,732	2,608,109
	2 預金利子	100	47	147
	3 貸付金元利収入	2,261,654	△685	2,260,969
	4 受託事業収入	1,536	63	1,599
	5 雑入	328,086	6,307	334,393
22 市債		6,275,228	△85,206	6,190,022
	1 市債	6,275,228	△85,206	6,190,022
補正に係らない款・項		878,310	0	878,310
歳入合計		58,818,000	△773,000	58,045,000

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		238,537	△5,650	232,887
	1 議会費	238,537	△5,650	232,887
2 総務費		15,667,815	△54,633	15,613,182
	1 総務管理費	14,561,290	9,188	14,570,478
	2 徴税费	735,472	△34,753	700,719
	3 戸籍住民基本台帳費	274,513	△28,828	245,685
	5 統計調査費	40,937	0	40,937
	7 公平委員会費	533	△240	293
3 民生費		13,681,398	△515,059	13,166,339
	1 社会福祉費	7,324,549	△208,076	7,116,473
	2 児童福祉費	5,573,857	△263,547	5,310,310
	3 生活保護費	782,492	△43,436	739,056
4 衛生費		5,128,129	△62,360	5,065,769
	1 保健衛生費	1,267,802	△51,207	1,216,595
	2 清掃費	3,602,446	△10,253	3,592,193
	3 上水道費	257,881	△900	256,981
5 労働費		89,974	△2,904	87,070
	1 労働費	89,974	△2,904	87,070
6 農林水産業費		1,620,009	△67,454	1,552,555
	1 農業費	680,679	△46,842	633,837
	2 林業費	347,958	△14,870	333,088
	3 耕地費	591,187	△5,742	585,445
7 商工費		4,119,587	365,487	4,485,074
	1 商工費	4,119,587	365,487	4,485,074
8 土木費		7,594,903	△215,536	7,379,367
	1 土木管理費	272,055	△2,182	269,873
	2 道路橋梁費	1,510,264	△146,736	1,363,528
	3 河川費	49,919	△13,893	36,026
	4 都市計画費	5,720,490	△52,725	5,667,765
9 消防費		1,518,991	△18,818	1,500,173
	1 消防費	1,518,991	△18,818	1,500,173

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		3,522,754	△140,003	3,382,751
	1 教育総務費	1,174,581	△45,649	1,128,932
	2 小学校費	696,455	△30,564	665,891
	3 中学校費	528,203	△25,114	503,089
	4 幼稚園費	72,340	△9,842	62,498
	5 社会教育費	911,656	△28,834	882,822
	6 保健体育費	139,519	0	139,519
11 災害復旧費		412,365	△5,313	407,052
	1 土木施設災害復旧費	27,660	0	27,660
	2 農林水産施設災害復旧費	384,705	△5,313	379,392
12 公債費		5,123,538	△50,757	5,072,781
	1 公債費	5,123,538	△50,757	5,072,781
補正に係らない款・項		100,000	0	100,000
歳出合計		58,818,000	△773,000	58,045,000

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	市民総務費	1,133

### 第3表 債務負担行為補正

#### 1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和3年（行コ）第14号固定資産評価審査決定取消請求控訴事件	事件結果が判明する日まで	委託事務の処理にあたる報酬及び調停費用
指定管理による三郷やすらぎ空間施設管理業務	令和3年度から令和7年度まで	4,465
指定管理による安曇野市豊科安曇野の里自然活用村施設（プラザ安曇野1階西）管理業務	令和3年度から令和7年度まで	3,840

#### 2 変更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後		備 考
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター業務	令和3年度まで	44,142	補正前と同じ	48,806	業務内容の変更による
地域経済牽引企業工場用地取得事業	令和3年度から令和4年度まで	8,266	補正前と同じ	8,400	業務内容の変更による

## 第4表 地方債補正

### 1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債(土木債)	915,400	証書借入	3.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率を見直した後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債(教育債)	17,600	同上	同上	同上
減収補填債	126,594	同上	同上	同上

### 2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧合併特例事業債(総務債)	17,900	証書借入	3.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率を見直した後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	13,800	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
旧合併特例事業債(民生債)	205,200	同上	同上	同上	136,200	同上	同上	同上
旧合併特例事業債(衛生債)	2,466,700	同上	同上	同上	2,465,800	同上	同上	同上
公共施設等適正管理推進事業債(農林債)	26,900	同上	同上	同上	24,900	同上	同上	同上
旧合併特例事業債(商工債)	58,300	同上	同上	同上	54,100	同上	同上	同上
公共事業等債(土木債)	1,216,900	同上	同上	同上	212,700	同上	同上	同上
公共施設等適正管理推進事業債(土木債)	70,500	同上	同上	同上	70,200	同上	同上	同上
旧合併特例事業債(土木債)	835,100	同上	同上	同上	802,700	同上	同上	同上
防災対策事業債	18,100	同上	同上	同上	14,700	同上	同上	同上
旧合併特例事業債(消防債)	35,400	同上	同上	同上	34,400	同上	同上	同上
学校教育施設等整備事業債	113,300	同上	同上	同上	94,400	同上	同上	同上

### 3 廃止

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後				備考
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
災害復旧事業債	4,400	証書借入	3.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率を見直した後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	—	—	—	—	地方債発行の取止めによる

報告第16号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和3年5月31日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月26日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

## 令和2年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）

令和2年度安曇野市の国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ78,007千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,247,621千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		15,725	△2,388	13,337
	1 国庫補助金	15,725	△2,388	13,337
4 県支出金		6,504,129	△18,018	6,486,111
	1 県補助金	6,504,128	△18,017	6,486,111
	2 財政安定化基金交付金	1	△1	0
6 繰入金		691,696	△49,188	642,508
	1 他会計繰入金	661,696	△19,188	642,508
	2 基金繰入金	30,000	△30,000	0
8 諸収入		98,181	△8,413	89,768
	1 延滞金及び過料	8,702	△1	8,701
	2 預金利子	1	△1	0
	3 貸付金元利収入	2,000	△1,887	113
	4 受託事業収入	19,250	△7,854	11,396
	5 特定健診等個人負担金	100	△67	33
	6 雑入	68,128	1,397	69,525
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		2,015,897	0	2,015,897
歳 入 合 計		9,325,628	△78,007	9,247,621

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		6,453,504	△32,211	6,421,293
	1 療養諸費	5,616,257	△21,692	5,594,565
	2 高額療養費	786,615	△358	786,257
	3 移送費	500	△500	0
	4 出産育児諸費	23,532	△6,234	17,298
	5 葬祭諸費	5,400	△1,680	3,720
	6 精神諸費	21,000	△1,547	19,453
	7 傷病手当諸費	200	△200	0
3 国民健康保険事業 費納付金		2,471,322	0	2,471,322
	1 医療給付費分	1,652,215	0	1,652,215
	2 後期高齢者支援金等分	597,545	0	597,545
	3 介護納付金分	221,562	0	221,562
4 保健事業費		203,841	△46,883	156,958
	1 保健事業費	16,212	△2,289	13,923
	2 特定健康診査等事業費	187,629	△44,594	143,035
7 諸支出金		84,726	△135	84,591
	1 償還金利子及び還付加算金	84,726	△135	84,591
8 予備費		36,467	1,222	37,689
	1 予備費	36,467	1,222	37,689
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		75,768	0	75,768
歳 出 合 計		9,325,628	△78,007	9,247,621

報告第17号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和3年5月31日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月26日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

令和2年度 安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(専決第1号)

令和2年度安曇野市の後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ577千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,291,096千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰入金		284,465	△77	284,388
	1 一般会計繰入金	284,465	△77	284,388
6 諸収入		763	△500	263
	4 償還金及び還付加算金	750	△500	250
補正に係らない款・項		1,006,445	0	1,006,445
歳 入 合 計		1,291,673	△577	1,291,096

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		6,754	△77	6,677
	2 徴収費	6,704	△77	6,627
2 後期高齢者医療広 域連合納付金		1,284,066	△17,000	1,267,066
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,284,066	△17,000	1,267,066
4 予備費		103	16,500	16,603
	1 予備費	103	16,500	16,603
補正に係らない款・項		750	0	750
歳 出 合 計		1,291,673	△577	1,291,096

報告第18号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和3年5月31日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第1号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月26日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

## 令和2年度 安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第1号）

令和2年度安曇野市の介護保険特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68,809千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,544,702千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保険料		1,976,706	99,120	2,075,826
	1 介護保険料	1,976,706	99,120	2,075,826
3 国庫支出金		2,182,391	21,295	2,203,686
	1 国庫負担金	1,612,408	△24,268	1,588,140
	2 国庫補助金	569,983	45,563	615,546
4 支払基金交付金		2,503,581	△42,754	2,460,827
	1 支払基金交付金	2,503,581	△42,754	2,460,827
5 県支出金		1,358,852	△31,589	1,327,263
	1 県負担金	1,297,475	△30,930	1,266,545
	2 県補助金	61,377	△659	60,718
6 サービス収入		19,289	1,117	20,406
	1 介護予防給付費収入	19,289	1,117	20,406
8 繰入金		1,426,212	△116,843	1,309,369
	1 一般会計繰入金	1,346,403	△37,034	1,309,369
	2 基金繰入金	79,809	△79,809	0
10 諸収入		5	845	850
	1 預金利子	1	△1	0
	2 雑入	3	621	624
	3 延滞金・加算金及び過料	1	225	226
補正に係らない款・項		146,475	0	146,475
歳 入 合 計		9,613,511	△68,809	9,544,702

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		97,235	△9,198	88,037
	1 総務管理費	16,908	△2,464	14,444
	3 介護認定審査会費	75,726	△6,734	68,992
2 保険給付費		8,909,821	△182,634	8,727,187
	1 介護サービス等諸費	8,430,307	△168,500	8,261,807
	2 その他諸費	8,465	△150	8,315
	3 高額介護サービス等費	183,828	△2,681	181,147
	4 特定入所者介護サービス等費	259,790	△9,236	250,554
	5 高額医療合算介護サービス等費	27,431	△2,067	25,364
3 地域支援事業		439,575	△16,798	422,777
	1 介護予防事業	16,831	△4,236	12,595
	2 包括的支援事業・任意事業費	101,265	△8,513	92,752
	3 介護予防・日常生活支援総合事業	319,059	△3,732	315,327
	4 その他諸費	2,420	△317	2,103
4 介護サービス事業費		19,289	△815	18,474
	1 介護予防支援事業	19,289	△815	18,474
6 公債費		100	△100	0
	1 公債費	100	△100	0
7 諸支出金		57,701	△61	57,640
	1 償還金及び還付加算金	57,701	△61	57,640
8 予備費		50	140,797	140,847
	1 予備費	50	140,797	140,847
補正に係らない款・項		89,740	0	89,740
歳 出 合 計		9,613,511	△68,809	9,544,702

報告第 19 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 3 年 5 月 31 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 26 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

令和2年度 安曇野市産業団地造成事業特別会計  
補正予算(専決第1号)

令和2年度安曇野市の産業団地造成事業特別会計補正予算(専決第1号)  
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,218千円を減額し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,050,478千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに  
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

- 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		4,267	418,282	422,549
	1 他会計繰入金	4,267	418,282	422,549
4 市債		1,054,300	△426,500	627,800
	1 市債	1,054,300	△426,500	627,800
補正に係らない款・項		129	0	129
歳 入 合 計		1,058,696	△8,218	1,050,478

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 産業団地事業費		1,058,696	△8,218	1,050,478
	1 産業団地事業費	1,058,696	△8,218	1,050,478
歳 出	合 計	1,058,696	△8,218	1,050,478

## 第2表 地方債補正

### 1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
地域開発事業債	1,054,300	証書借入	3.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率を見直した後は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	627,800	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

報告第 20 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 3 年 5 月 31 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年度安曇野市有明荘特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 26 日

安曇野市長 宮澤 宗弘



(別紙)

令和2年度 安曇野市有明荘特別会計補正予算  
(専決第1号)

令和2年度安曇野市の有明荘特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,063千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,639千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰入金		7,694	△1,063	6,631
	1 他会計繰入金	7,694	△1,063	6,631
補正に係らない款・項		8	0	8
歳 入 合 計		7,702	△1,063	6,639

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 施設事業費		7,702	△1,063	6,639
	1 施設事業費	7,702	△1,063	6,639
歳	出	合	計	
		7,702	△1,063	6,639

報告第 21 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 3 年 5 月 31 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年度安曇野市一般会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 4 月 15 日

安曇野市長 宮澤 宗弘



(別紙)

## 令和3年度 安曇野市一般会計補正予算（専決第1号）

令和3年度安曇野市の一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,512,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		4,163,046	142,886	4,305,932
	1 国庫負担金	3,260,640	11,387	3,272,027
	2 国庫補助金	874,561	131,499	1,006,060
21 諸収入		2,915,268	114	2,915,382
	5 雑入	341,548	114	341,662
補正に係らない款・項		34,290,686	0	34,290,686
歳 入 合 計		41,369,000	143,000	41,512,000

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		13,945,712	54,000	13,999,712
	2 児童福祉費	5,867,172	54,000	5,921,172
4 衛生費		2,516,089	89,000	2,605,089
	1 保健衛生費	1,555,238	89,000	1,644,238
補正に係らない款・項		24,907,199	0	24,907,199
歳 出 合 計		41,369,000	143,000	41,512,000